

問題 1 国際的な安全保障のために輸出管理制度の枠組みが整備され、現在、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器の拡散と大量破壊兵器の過剰な蓄積の防止を目的とし、各国において安全保障にかかわる輸出規制が実施されている。

問題 2 リスト規制とは、主に法令で規定する仕様（スペック）や機能に着目した規制で、規制対象には貨物と技術がある。通常、仕様や機能の条件を満たすものを該当貨物（技術）といい、満たさないものを非該当貨物（技術）という。ただし、リスト規制で非該当となっても、仕向地（提供地）や需要者（利用者）、用途によっては、キャッチオール規制について経済産業大臣の許可が必要になる場合があるので、需要者（利用者）及び用途の確認が重要である。

問題 3 不拡散型輸出管理の規制の対象は、大量破壊兵器及びその汎用品（技術も含む。）に限られている。

問題 4 大阪にある総合商社 A は、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する小型液晶テレビ 100 台を国連武器禁輸国・地域であるレバノンの貿易商 B から、注文を受けた。この場合、経済産業大臣からのインフォームがないとして、このテレビが、一般の市民に販売されるものであっても、国連武器禁止国・地域であるレバノン向けの輸出であるので、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 5 輸出令別表第 1 の 2 から 4 の項と外為令別表 2 から 4 の項の規制は、大量破壊兵器関連資機材（技術を含む。）の不拡散型輸出規制であり、これを大量破壊兵器キャッチオール規制と呼んでいる。

問題 6 国際的な輸出管理レジームとは、原子力供給国会合（NSG）、オーストラリアグループ（AG）、ワッセナー・アレンジメント（WA）、ミサイル関連機材・技術輸出規制レジーム（MTCR）のことであり、化学兵器禁止条約（CWC）、生物兵器禁止条約（BWC）は含まない。

問題 7 オーストラリア・グループ（AG）では、生物兵器・化学兵器の開発等に転用の可能性の高い汎用品及び専用品を規制している。

問題 8 大阪の工作機械メーカー A は、台湾の重工メーカー B から風力発電用の設備製造のため、リスト規制に該当する工作機械を 2 台受注し、輸出許可を取得して、平成 18 年 8 月に B の台北の工場に 2 台納入した。そのうち、1 台が平成 20 年 10 月に B の従業員の過失により、一部が破損したため、その部分の修理のため、A の尼崎工場に当該工作機械本体を無償で輸入し、修理することになった。この場合、修理代金は 300 万円かかったとしても、A が B に当該工作機械を平成 21 年 1 月に再度、無償で輸出する場合、輸出許可を取得する必要はない。

問題 9 抗ガン剤製造のため、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当するタンク 5 台をベルリンにある自社の製薬子会社に輸出する場合、グループ会社内の取引のため、輸出許可は不要である。

問題 10 輸出令別表第 1（外為令別表）の 1 から 15 の項の規制対象地域は、全地域であるが、輸出令別表第 1（外為令別表）の 16 の項の規制対象地域は、輸出令別表第 3 に掲げる地域以外の全地域である。

問題 1 1 外国相互間の貨物の移動を伴う売買に関する取引（仲介貿易取引）は、我が国からの貨物の輸出ではないので、輸出令による規制はないが、取引される貨物や用途によっては、外為令により規制される場合がある。

問題 1 2 輸出許可申請書及び役務取引許可申請書の様式は法令で定められていない。輸出許可申請及び役務取引許可申請に際しては輸出者独自の様式で申請すればよい。

問題 1 3 一般包括許可の有効期間は、許可日より 5 年間である。

問題 1 4 役務取引許可の特例を規定する貿易外省令第 9 条第 1 項には、輸出令第 4 条第 1 項第五号と同様の少額特例はない。

問題 1 5 輸出許可の申請者は、その輸出貨物の所有者でなければならない。

問題 1 6 平成 20 年 12 月 1 日に初めて一般包括輸出許可を取得した大阪の総合商社 A は、一般包括輸出許可の適用があるリスト規制に該当する装置をドイツ向けに、平成 20 年 12 月 12 日に一般包括許可を適用して輸出する予定である。もし当該装置が軍事用途に用いられると判明した場合、商社 A は、その輸出に関して経済産業大臣に事後に報告を行う必要がある。

問題 1 7 外国ユーザーリストに掲載されている中国の顧客から注文を受けたが、「明らかガイドライン」を用いて審査した結果、核兵器等の開発等及び別表行為以外に用いられることが明らかなため、輸出許可の申請をする必要はないと判断した。

問題 1 8 輸出令における輸出の時点とは、経済産業省への輸出許可の申請時をいう。

問題 1 9 同一の契約に基づき、輸出許可申請及び役務取引許可申請を同時に行う場合は、重複する添付書類を省略することができる。

問題 2 0 輸出許可申請に添付する契約書には、原則、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることと、法令に規定されている。

問題 2 1 他社から購入した貨物の輸出に際して、購入先が該非判定に精通していない等の理由により、該非判定書の入手が困難な場合は、該非判定に必要な技術資料を購入先から入手して、自社の責任で判定する。

問題 2 2 安全保障輸出管理の過程で使用される文書の保存は、原本にこだわる必要はなく、電子的媒体による保存等、各企業の文書保存の実態に合わせた保存方法により保存しても良い。

問題 2 3 日本のTV局のスタッフが、ニュージーランドで夜間のイルカの生態について取材するため、輸出令別表第1の9の項(1)に該当する通信機2台(1台45万円)を成田から輸出することになった。いずれの貨物も告示貨物でなければ、少額特例が適用できるので、輸出許可を取得する必要はない。

問題 2 4 大阪にある大学院のA教授は、来日して3ヶ月の外国籍の大学院生Bに、実験の際の危険防止のため、実験に使用する測定装置や質量分析装置等の操作マニュアルの英文資料を提供することになった。

この場合、A教授は、事前に測定装置や質量分析装置等のメーカーに操作マニュアルの英文資料がリスト規制に該当する技術か否かを確認し、該当する場合は、役務取引許可を取得する必要がある。

問題 2 5 東京の総合商社Aの海外営業部の甲は、商社Aのメインバンクである邦銀の北京支店長乙から、北京にある企業Bの紹介を受けた。商社Aが企業Bと初めて取引をする場合は、その引き合いルートにかかわらず、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に従事する企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査し、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うことが輸出管理上、望ましい。

**平成20年度**

**安全保障輸出管理実務能力認定試験**

**(STC Associate)(第13回)**

**試験問題**